無縁墳墓等改葬公告

適正な境内墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年四月二十一日

一、墳墓等所在地　富山市稲荷元町二丁目一〇の一二

一、墳墓等の名称　善久寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳、大江芳次郎、東保仁三郎

一、改葬を行おうとする者　富山市稲荷元町二丁目一〇の一二　宗教法人善久寺　住職　吉崎昭彦

任意清算公告

当社は、平成二十七年三月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に意義のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年四月二十一日

佐賀県佐賀市蓮池町大字小松三三八

田中酒造合資会社

代表社員　田中　美紀

（仮称）新葛巻風力発電事業・葛巻風力発電事業環境影響評価準備書及び準備書の説明会開催の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、「（仮称）新葛巻風力発電事業・葛巻風力発電事業環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）を作成しましたので、法第十六条及び法第十七条の規定に基づき次のとおり公告します。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称　電源開発株式会社

代表者　取締役社長　北村　雅良

所在地　東京都中央区銀座六丁目一五番一号

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　（仮称）新葛巻風力発電事業・葛巻風力発電事業

種類　風力（陸上）

規模　出力七万二千三百十五キロワット

三、対象事業が実施されるべき区域

岩手県葛巻町上外川高原牧場周辺

四、関係地域の範囲

岩手県葛巻町、岩泉町

五、準備書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

葛巻町　農林環境エネルギー課（岩手県岩手郡葛巻町葛巻一六丁目一番一号）

岩泉町　政策推進課　政策推進室（岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑五九番地五号）

岩泉町役場　小川支所（岩手県下閉伊郡岩泉町門字町六六番地一号）

縦覧期間

平成二十七年四月二十一日（火）から

平成二十七年五月二十日（水）まで

（土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）

縦覧時間

午前九時から午後五時まで

準備書及び要約書の電子版は、葛巻町、岩泉町及び当社ホームページにおいて平成二十七年四月二十一日（火）から五月二十日（水）まで閲覧いただけます。

六、意見の提出

準備書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

七、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限

平成二十七年六月三日（水）必着

提出方法

縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函ください。

〒一〇四―八一六五

東京都中央区銀座六丁目一五番一号

電源開発株式会社　環境エネルギー事業部風力事業室宛

意見書の提出に必要な事項

①　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②　意見書の提出の対象である準備書の名称

③　準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

八、準備書の説明会の開催を予定する日時・場所

平成二十七年五月十一日（月）十八時三十分から（予定）　葛巻町総合センター（葛巻町葛巻一六丁目一番一号）

平成二十七年五月十二日（火）十八時三十分から（予定）　岩泉町小川支所会議室（岩泉町門字町六六番地一号）

九、お問い合わせ先

電源開発株式会社　環境エネルギー事業部風力事業室

電話　〇三（三五四六）九六〇〇

（平日九時から十七時まで）

平成二十七年四月二十一日

東京都中央区銀座六丁目一五番一号

電源開発株式会社

取締役社長　北村　雅良

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年4月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

債権申出の公告（第二回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により平成二十七年四月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十一日

千葉県野田市中根三一〇番地

東京コカ・コーラ企業年金基金

清算人　遠藤　宏之

債権申出の公告（第二回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により平成二十七年四月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十一日

神奈川県海老名市上河内三三番地

コカ・コーラ　セントラル　ジャパン企業年金基金

清算人　遠藤　宏之